

令和8年度 官民協働による困難を抱えた若年女性等支援事業 業務委託仕様書

第1 事業の概要

様々な困難な問題を抱える女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、女性の自立の推進に資することを目的とする。

第2 委託事業の名称

令和8年度 官民協働による困難を抱えた若年女性等支援事業

第3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第4 委託業務の内容等

1 支援の対象者について

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第2条第1項に定める困難な問題を抱える女性（以下「困難な問題を抱える女性」という。）であり、主に10代から20代の若年女性や予期せぬ妊娠により困難を抱えた女性を対象とする。

ただし、居場所の提供に関する支援については、予期せぬ妊娠によりリスクを抱えていながら居場所がなく、一時的な居場所の提供及び専門的な支援を要すると判断される女性及びその同伴児とする。

2 業務の内容

以下の(1)から(5)の事業を行うこととする。なお、業務の実施については、「いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画（2024～2029）」基本目標及び施策の基本方向に基づき行うこととする。なお、(1)及び(2)の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

ア 業務実施場所

岩手県内

イ 業務内容

① アウトリーチ支援

困難な問題を抱える女性の被害の未然防止を図る観点から、夜間見回り等による声掛けや相談支援の取組を年4回以上実施する。その他、相談者の求めに応じて出張による相談の実施など、困難な問題を抱える女性の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関等への同行支援を行う。

② SNS相談支援

専用の相談窓口を設置し、相談に繋がりにくい女性が安心して相談できるよう、LINE等のSNSによる相談の他、電話、メール相談など、必要に応じた面談を実施する。また、アウトリーチ支援において、声掛けや相談支援等を行った女性や、一時的な居場所の提供を行った女性からの継続相談についても、必要に応じて対応する。

なお、SNS等の活用により、24時間・365日の相談受付ができる体制とし、緊急性の高い相談には、速やかに対応できる体制を整えておくこと。

(2) 居場所の提供に関する支援

ア 業務実施場所

岩手県内で実施することとし、対象者を一時的に居住させるための居室を1室、借上げ等により確保すること。なお、6畳程度の個室で、キッチン、トイレ、浴室など、一般的な生活をするために必要な設備をもち、かつプライバシーに配慮した居室とすること。

イ 業務内容

身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での専門的な支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、その他必要な日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

① 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護を原則とし、2週間までを目安とする。ただし、利用者の状態やその後の支援に繋げるまでの間、やむを得ず2週間を超える場合においては、自立支援計画を策定することとし、同計画に基づき、中長期的支援への「つなぎ」に要する最低限の期間を提供期間とすること。

② 居場所の提供体制

居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者と連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者等、夜間における見守り等が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保すること。

③ 留意事項

居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼

するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や女性相談支援センター、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。

既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳の交付等）を利用している者に対し、居場所を提供する場合は、居場所の所在地の市町村につないだ上で、当該市町村が既福祉サービス提供市町村と必要な調整等を行うことにより、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意し、利用者の同意を得た上で、女性相談支援センター等、利用者の支援に関わる関係機関にも情報提供し、当該計画内容の的確性を確認すること。

(3) 関係機関連携会議への出席

県が開催する行政機関、民間団体等で構成する関係機関連携会議に出席し、若年女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と密接に連携し相互に情報共有を図ること。

(4) 困難な問題を抱える若年女性への支援に関する普及啓発

本事業の主な対象となる10代から20代の女性に対し、SNS相談窓口を周知するため、啓発媒体を作成し、教育機関や商業施設との連携等により広く周知を図ること。

(5) 県が実施する普及啓発や研修等への協力

県が実施する普及啓発、研修の実施にあたり、随時連携を図り、相談状況を踏まえた事業の実施に資するよう協力すること。

3 支援体制について

(1) 業務遂行を指揮するため、本業務の全体統括を行う統括責任者を1名定め、緊急連絡体制図を作成すること。なお、第4の2に掲げる業務に従事する者は、以下の資格保有者又は女性支援業務に従事した経験を持つ者で、資格保有者と同等の知識・経験を持つ者を2名以上配置すること。

※ 保有資格…看護師、助産師、保健師、保育士、社会福祉士

(2) 第4の2に掲げる業務を行うに当たっては、業務日誌を整備し、相談内容、支援した内容及び従事した者を記載すること。

(3) 業務に従事する者を国や関係機関の実施する研修に派遣するなど、支援能力及び専門性の向上を図ること。

第5 その他

1 相談窓口の名称等

既存の相談窓口等を活用して相談対応を行う場合には、県の委託事業である旨を明

記した上で業務を実施すること。

2 報告書の作成と提出

受託者は毎月、別途定める報告書様式に基づき、業務実施状況をまとめ、翌月 10 日（3 月分は 3 月 31 日）までに県に提出する。

また、本事業は「困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金」を活用するため、当該補助金の報告に必要であることから、受託者は、委託費の使途の内訳について、別途定める事業費内訳書により、令和 8 年 3 月 31 日までに県へ報告すること。

3 再委託等の制限

(1) 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、3 (1) に該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は、事前に再委託の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等、必要事項について県に書面により協議し、了承を得なければならない。

4 経費について

本事業に従事する職員が本事業以外の業務を兼務する場合は、委託業務の業務量に相当する経費のみを対象経費とする。他の補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、支出対象経費とならない。

5 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「個人情報の保護等に関する条例」（令和4年岩手県条例第49号）及び契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7 合理的配慮

本委託業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。

8 事故報告

本業務に関する事故等が発生した際は、責任者に速やかに報告するとともに、受託者の責任において適正に処理すること。

9 疑義が生じた場合の協議

本事業の実施にあたり疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、受託者と県において協議するものとする。